

資材置場の使用者を変更する場合はご注意を!



～既に使用されている**資材置場の事業者が変更**になる場合は**事前に許可申請が必要**です～

「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」では、100㎡を超える土地を資材置場として使用する場合、使用する土地ごと、事業者(個人または法人)ごとにそれぞれ許可申請が必要です。

移転などにより、現に使用している資材置場の事業者から、別の事業者へ使用者が変わる場合や、1つの資材置場に別の事業者が参入し、複数の事業者で使用する場合も、**事業者単位での許可申請が必要**となります。

許可申請が必要となる場合…

✓ 周辺住民などへの説明義務

✓ 立地基準による接続先道路における要件の適用*

✓ 区域の境界線内での囲いの設置義務

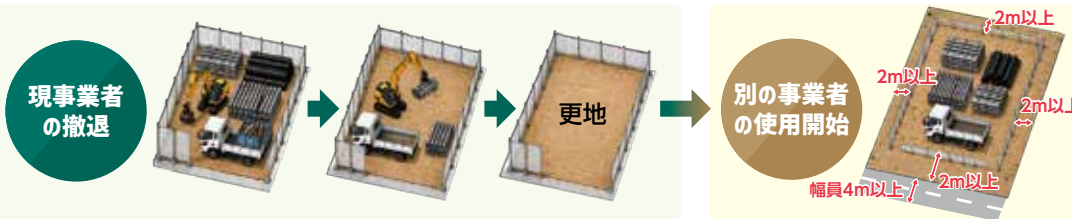
✓ 構造基準による囲いの周囲2m以上の空地の確保*

などの項目が適用となるため、現状のままでの使用が認められない場合があります。

※区域面積が500㎡以上の場合に適用となります。

!
お早めに
開発審査課へ
ご相談ください。

例 | 区域面積が500㎡以上の場合



!
使用開始前に
許可の取得が
必要です!!

土地の所有者のかたは、資材の不適切な屋外保管が行われないよう、土地を提供する(賃貸借の契約など)際には、**契約時に土地の利用目的を確認**するなど、ご協力をお願いします!

! 無許可で資材の屋外保管を開始した場合は、条例に規定する**罰則の対象**となります。

市ホームページ▶

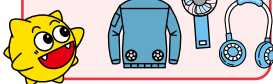


問い合わせ…開発審査課 ☎048-242-5319 FAX048-258-4805

充電して使う製品はごみに混ぜて出さないで!



夏によく使う
ハンディファンや
ファン付きウェア、
充電式ネッククーラー
なども



皆さんに守ってほしい 大事なルールです

充電式の電池や充電して使用する電子機器などを一般ごみなどで排出すると、発火・火災の恐れがあります。

出す前に

1 バッテリー残量を**全て使い切る。**

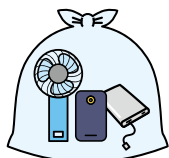


2 金属端子に**テープなどを貼ってふさぎ、電気が流れないように絶縁する。**



出す場所

A 『金属類』の日に 資源物 ステーションへ



B 専用回収ボックスへ

- ・市役所第一本庁舎1階 多目的スペース
- ・朝日環境センター リサイクルプラザ棟1階 受付
- ・戸塚環境センター1階 エントランスホール
- ・川口駅前行政センター内
- ・鳩ヶ谷庁舎1階
- ・南消防署1階 エントランスホール
- ・北消防署1階 エントランスホール



C 一部の家電量販店などの リサイクル協力店へ

回収対象の製品やリサイクル協力店などの詳細は(一社)JBRCのホームページをご確認ください。

☎03-6403-5673

ホームページ▶



問い合わせ…資源循環課 ☎048-228-5370 FAX048-228-5322